

刑事裁判の動向

2002年11月1日、警視庁公安部は、吉田氏を無理やり脱退・退職に追い込んだとして、JR東労組大宮地本梁次副委員長ら加害者7名を「強要罪」の容疑で逮捕し、11月22日には7名全員が起訴されました。

1. 東京地裁・一審公判の経過

被告7名の刑事裁判は、東京地方裁判所において行われ、2003年2月25日から60回もの公判が続きました。

公判には、傍聴券確保のため、JR東労組の組合員らが朝から多数動員され、毎回、東京地裁を取り囲みました。当初は1000名前後の動員者でしたが、次第にエスカレートし、最終場面では、毎回、2000名を超える組合員が集まりました。傍聴席はわずか90余席で、JR東労組関係者でこれをすべて占拠しようといわんばかりの規模です。

とくに2007年4月19日の第57回公判では整理券発行枚数が最高の3618枚となり、抽選手続きに手間取り開廷が遅れ、裁判長が被告側に苦言を呈する異例の事態となりました。一般の組合員は、吉田氏が受けた恫喝や糾弾の実態も知らないまま、毎回、組織の指示で動員に駆り出されていたのですが、2008年12月15日から始まる

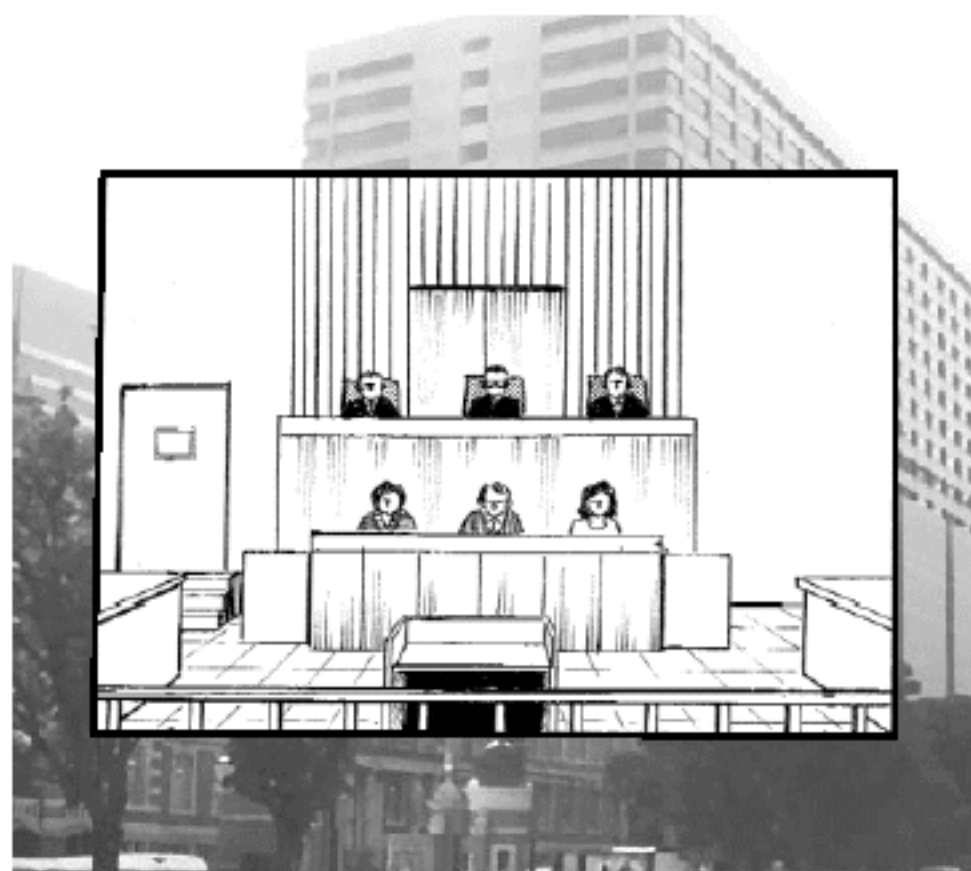
とされる控訴審公判でも、加害者を支援するために大量動員を行い、組合員はこれに従うのでしょうか。

吉田氏は勇気を持って5回にわたって証言

東京地裁での刑事裁判の一審において、2003年5月～7月の5回の公判では、吉田氏本人が事件の事実経過について証言しました。法廷では、証言台の後ろから7名が吉田氏を凝視して座り、その後ろの傍聴席にはJR東労組の関係者が吉田氏を威圧するように多数陣取っており、証言に対して被告らが何か呟いたり、傍聴者が嘲笑したりもしましたが、吉田氏は、勇気を振り絞って、懸命に真実を証言しました。

被告側は証拠の打ち消しに必死

一方、被告側は、吉田氏を脱退、退職に追い込んだことを裏付ける分会情報、資料、メモなど、大量に押収された証拠の内容を否定しよ



うとする証言や主張を繰り返し、最後まで「吉田は自ら組合を脱退し、会社を退職した」「被告らは加害者ではなく被害者である」「本事件はでっちあげであり、被告らは無罪だ」などと述べました。裁判が結審した4月27日（第59回公判）の最終意見陳述でも、被告側は「吉田は自ら組合を脱退し、会社を退職した」「被告らは加害者ではなく被害者である」「本事件はでっちあげであり、被告らは無罪だ」などと主張しました。

区長・副区長は「退職はいじめが原因」と裁判で証言

刑事裁判の公判で、当時の浦和電車区区長・副区長は次のように証言しました。2人とも、吉田氏が本心で退職したのではなく、JR東労組によるいじめが原因で退職したとの認識を語っています。

【検察】 吉田さんが自分の本心で望んでJR東日本を退職したというふうに思っていますか。

【区長】 思っておりません。吉田さんの退職理由の内容もありまして、自分の本意ではなく、退職したのだと思っております。

【検察】 吉田さんが退職した理由はどういうことにあるというふうに考えていますか。

【区長】 いじめからですね。仕事に就けられないというような感じで辞めたんだろうというふうに考えています。

【検察】 吉田社員の退職の理由ですけれども、証人は東労組の組合員からの嫌がらせが原因だというふうに理解しているということですか。

【副区長】 はい。

【検察】 東労組組合員の言葉による攻撃の程度、強さというものは、どのようなものだと思いますか。

【副区長】 かなり激しいものがあつたかなというふうに思っています。

2. 判決は被告らの犯行を厳しく指弾！

7月17日、東京地裁の小池裁判長は、被告7名をいずれも有罪とする判決を言い渡しました。量刑は、梁次被告が懲役1年6ヶ月（執行猶予3年）、山田被告が同1年8ヶ月（同3年）、上原被告が同1年6ヶ月（同3年）、斉藤被告が同1年（同3年）、小黒被告が同1年（同3年）、八ツ田被告が同1年（同3年）、大淵被告が同2年（同4年）です。主文が読み上げられると、被告側の代理人や傍聴席のJR東労組関係者から、「異議あり」などと声が上がりました。判決は、犯行が悪質であると認め、被告人らに反省の情がまったく認められないことなどを厳しく指摘しました。判決文の「量刑の理由」の中から、一部を紹介します。

なお、被告らは判決を不服として即日控訴した。JR東労組は「不当判決弾劾！」とする声明を発表し、「『当り前の労働組合活動・団結権』を否定する不当判決を満腔の怒りをもって弾劾する」などとして、判決に抗議しました。

浦和電車区事件東京地裁判決文「量刑の理由」（抄）

本件犯行の背景には、東労組が深い対立関係にあつた他労組からの組合員の引き抜き等に強い警戒心を募らせていたことがあるが、そうした事情を考慮しても、犯行動機は、上記のとおり、結局は、被害者が嘘の弁明をしていたこと等に憤慨したことに尽き

るのであって、誠に短絡的というほかない。犯行態様も、組合脱退の強要については、分会執行部において、被害者に組合脱退を迫ることを機関決定して一般組合員に周知し、いわば組合ぐるみで、1ヶ月以上の間に8回にわたって罵声を浴びせるなどして組合脱退を強要したという計画的、組織的、執拗な犯行である。会社退職の強要についても、被告人大淵及び同山田が、それぞれ休憩室やロッカー室で被害者と会った際に、強烈な脅迫文言を申し向けて暗に会社退職を迫るという陰湿なものである。このように犯行態様はいずれも悪質である。

被害者は、被告人から多数回にわたり、脅迫行為を受けたことにより、組合脱退を余儀なくされ、また、組合脱退後も、被告人大淵及び同山田から脅迫行為を受けたことなどから精神的に疲弊し、ついには会社を退職せざるを得なくなったものであつて、本件犯行の結果は重大である。にもかかわらず、被告人らは、被害者に対して、これまで感謝の措置等を講じるどころか、嘘つき呼ばわりさえしているから、被害者の処罰感情が激しいのも当然である。被告人らは、当公判廷において、本件犯行につき、不自然・不合理な弁明を繰り返しており、反省の情は全く認められない。

不当判決弾劾！

完全無罪を勝ち取るため全職場から闘い抜こう！

本日、東京地方裁判所において、「JR東労組電車区事件」の第一審判決が出された。

判決は、岡次さん懲役1年6ヶ月執行猶予3年、山田さん懲役1年8ヶ月執行猶予3年、上原さん懲役1年3ヶ月執行猶予3年、大淵さん懲役2年執行猶予4年、宮藤さん、八ツ田さん、小島さん懲役1年執行猶予3年である。「当たり前の労働組合活動・団結権」を否定する不当判決を闘争の怒りをもって弾劾する。

2002年11月1日突然7名が不当逮捕・拘留されてから、奥田吉会、組合員、家族と「支援する会」が一丸となって、「えん罪事件」であることを訴え、4年8ヶ月に及ぶ闘いは我が闘争員を鍛えた。そして、賛同人も10万2千人に達した。60面に及ぶ公判では御馳参獲得のために8万4千995名が結集した。さらに、各地で集会を創り出し「早期釈放を求め、ILCの即時履行を求める署名」、「公正、公平な裁判を求める署名」は、のべ130万筆を集めた。その闘いにより組織は増強に強化され、国内外の労働者・市民などに支援・連絡の輪は紋がわり、JR東労組破壊を意図した権力の狙いを打ち砕いた。

さらに、東京市会第一審を控え、全国キャンペーンを行い、8千400キロを走破、ビラ4万8千枚を配布し、紙束、「えん罪事件」を訴えてきた。その闘いを要した市民から「恐ろしいことが起きている」「憲法的、政治的な国家権力の犯罪だ」など多くの声が寄せられた。

「えん罪・JR東労組電車区事件」は、闘う労働組合に対する政治弾圧である。われわれは一部マスコミと権力、JR連合、そして本罪を逃亡した一隊らがデタラメに「ジェイアール労働組合」と一体となり、JR東労組の組織破壊に動く組織破壊者と断固闘う。そして、平和要求を守り抜く。これは、JR東労組がJR東労組で有り続けるための闘いである。

われわれの闘争は真実と正義、そして団結力である。今日の闘いをバネに我々7名の無罪勝ち取るために、解き上げた連帯の闘いをさらに広げ新たな発展の闘いに全組合員で決起しよう！

2007年7月17日
JR東労組電車区労働組合

抗議声明

11月1日、警視庁公安2課は「強要の容疑」による逮捕と強制的な強制捜査をおこなった。大宮地本監査委員をはじめとした組合員5名と元組合員1名を逮捕し、さらに自宅の東京地本、JR東労組本部事務所、大宮地本事務所、池田支所事務所、池田電車区など数十箇所にも及ぶ広範囲な捜査を遂行した。そして、いち早く新聞には「軍マル暴メンバー」とか「漫遊隊」の文字が躍り、ニュースのアナウンサーは「何と軍マルだ、やってやるからな。」と過剰攻撃を迫ったと語り、新聞とテレビは大々的に報道した。

言うまでもないが私たちがJR東労組は軍マルなる党羽とは一切関係ないことを明らかにする。JR東労組を社会的に問題があると大々的にアピールすることによって、JR東労組破壊を目論む何ものでもない。

私たちは、一人ひとりの組合員の力を結集して「組合員と家族の利益と幸せを守る」とことと平和な社会をつくり出すことを第一に取り組みできた。そして「人にやさしいJR」の創造に向け、ご利用いただいているお客様はもとより社会のみなさまに少しでも役に立ち取り組みも進めてきた。JR東日本会社とともにこにちのJR東日本を盛り上げたのは私たちJR東労組である。

今回の事件は、事前に何の事情聴取もない異常なものであった。不当逮捕、家宅捜索は「強要の容疑」を利用したJR東労組の組織破壊を狙った弾圧であり闘争の怒りをもって新聞掲載する。

「強要の容疑」による不当逮捕と捜査を許さず、一日も早く逮捕された仲間を釈放を勝ち取り、この事件を社会的に明らかにしていかなければならない。わたしたち大宮地本は、あらゆる弾圧に抵抗された家族と全組合員で未来に向かって前進することを表明する。

2002年11月1日
JR東労組電車区労働組合
大宮地本